

令和 7 年度大江町住宅建築奨励事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町における住宅の建築促進による住環境の整備と、地元建築業等関連業会の振興及び消費需要の拡大による景気浮揚、地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、住宅の工事に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する住宅で、現に自ら所有し、かつ自らが居住する建築物をいう。
- (2) 住宅等 住宅又は、その住宅に付属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) 建築工事 住宅の新築、増築（増築部分のみ独立した住宅の機能を有するものを増築する工事）又は、住宅の新築、増築と併せておこなう、車庫、物置の新築、増改築、修繕工事をいう。
- (4) 除却工事 住宅の建築工事をおこなう時に併せて住宅を除却する工事
- (5) リフォーム等工事 別表 1 から別表 3 までに掲げる工事内容並びに次のいずれかに該当する工事であって第 4 条第 1 項第 4 号から 5 号に定める要件に該当するものをいう。
 - イ 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - ロ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）
- (6) 町内建築業者 町内に事業所を有する建築業者等
- (7) 移住世帯 令和 2 年 4 月 1 日以降に県外から町内に住み替えた又は平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島）の各県に限る。）に居住しており、令和 2 年 3 月 31 日までの間に町内に住み替え、住民基本台帳法第 22 条第 1 項の規定による転入届を大江町へ提出した世帯員を含む世帯をいう。
- (8) 新婚世帯 申請日時点において、婚姻した日から 5 年以内である世帯をいう。
- (9) 子育て世帯 平成 19 年 4 月 2 日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (10) 耐震診断 建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項から第 4 項までに定める一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成 18 年国土交通省告示第 184 号に基づく方法）により調査し、診断することをいう。

(11) 評点 「耐震診断」により算出した耐震性の指標をいう。

(12) 耐震改修工事 別表 5 に掲げる工事内容であって、第 4 条第 1 項第 6 号に定める要件に該当するものをいう。

(13) 減災対策工事 別表 6 に掲げる工事内容であって、第 4 条第 1 項第 7 号に定める要件に該当するものをいう。

(交付対象者)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、建築工事又はリフォーム等工事並びに耐震改修工事及び減災対策工事を行う者。ただし、申請時において本町に住所を有していない場合は、完了年度の 1 月 31 日までに本町に転入する者
- (2) 町内建築業者と工事請負契約を締結する者（別表 6 の 6-3-1、6-3-2 を除く）
- (3) 税金等の滞納がないこと
- (4) 建築工事又はリフォーム等工事において、他の制度による補助等を受けていない者。ただし、第 4 条第 3 項各号に掲げる事業を除く
- (5) リフォーム等工事については補助金申請年度の 1 月 31 日まで、建築工事及び除却工事については補助金申請年度の 2 月末日までに竣工すること。
- (6) 大江町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 16 日条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(対象工事及び補助金額等)

第 4 条 対象となる工事及び補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築工事（新築）

対象工事及び補助金額については以下のとおりとする。

- イ 町内へ新たに住宅を建築する工事
- ロ 補助金申請年度の 2 月末日まで施工する工事
- ハ 補助金の交付対象となる工事に要する費用（以下「対象経費」という。）は 300 万円以上で、対象経費の 10%を補助するものとし、補助金の額は 50 万円を限度とする。

(2) 建築工事（増築）

対象工事及び補助金額については以下のとおりとする。

- イ 住宅を増築（増築部分のみ独立した住宅の機能を有するものを増築する工事）する工事
- ロ 補助金申請年度の 2 月末日まで施工する工事
- ハ 対象経費は 300 万円以上で、対象経費の 10%を補助するものとし、補助金の額は 30 万円を限度とする。

(3) 除去工事

対象工事及び補助金額については以下のとおりとする。

- イ 住宅の建築工事にあたり、既存住宅の除却工事を併せておこなう工事
- ロ 補助金申請年度の2月末日まで施工する工事
- ハ 対象経費は50万円以上で、対象経費の10%を補助するものとし、補助金の額は20万円を限度とする。

(4) 町内に存する住宅等のリフォーム等工事（一般型）

対象工事及び補助金額については以下のとおりとする。

- イ 申請者が、移住世帯、新婚世帯または子育て世帯（以下「移住世帯等」という。）以外の者かつ第4条に定める要件に該当する者が行う工事
- ロ 住宅へ別表1から別表4に掲げる工事を実施し、その基準点の合計が10点以上となる工事
(当該点数が長さ、面積及び体積を算定の単位としたものである場合は、その単位に満たない端数を切り捨てて算定した後、合計するものとする。)
- ハ 補助金申請年度の1月31日まで施工する工事
- ニ 対象経費が50万円以上で、対象経費の1/5を補助するものとし補助金の額は24万円を限度とする。

(5) 町内に存する住宅等のリフォーム等工事（人口減少対策型）

対象工事及び補助金額については以下のとおりとする。

- イ 申請者が、移住世帯等である者かつ第4条に定める要件に該当する者が行う工事
- ロ 住宅へ別表1から別表4に掲げる工事を実施し、その基準点の合計が10点以上となる工事
(当該点数が長さ、面積及び体積を算定の単位としたものである場合は、その単位に満たない端数を切り捨てて算定した後、合計するものとする。)
- ハ 補助金申請年度の1月31日まで施工する工事
- ニ 対象経費が50万円以上で、対象経費の1/3を補助するものとし補助金の額は30万円を限度とする。

(6) 耐震改修工事

対象工事及び補助金額については以下のとおりとする。

- イ 住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものであり、主要構造部が木造である3階建て以下で平成12年5月31日以前に工事に着手したもの）へ別表5に掲げる要件に該当する工事を実施する場合
- ロ 補助金申請年度の1月31日まで施工する工事
- ハ 対象経費の8/10を補助するものとし補助金の額は120万円を限度とする。

(7) 減災対策工事

対象工事及び補助金額については以下のとおりとする。

- イ 住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものであり、主要構造部が木造である3階建て以下で平成12年5月31日以前に工事に着手したもの）へ別表6に掲げる工事を実施する場合
- ロ 補助金申請年度の1月31日まで施工する工事
- ハ 対象経費の4/5を補助するものとし補助金の額は30万円を限度とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 本事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事業との併用申請は例外的に認めるものとし、補助金の合計額は100万円を限度とする。また、国の補助事業である「住宅省エネ2025キャンペーン」「先進的窓リノベ2025事業」との併用を認めるものとする。
 - (1) 大江町雪から家をまもる事業
 - (2) 大江町西山杉材利用促進事業
 - (3) 大江町優良景観形成事業
 - (4) 大江町住宅建築奨励事業で減災対策工事と同時実施のリフォーム等工事

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に大江町住宅建築奨励事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築工事及びリフォーム等工事見積書の写し
- (2) 建築工事及びリフォーム等工事図面
- (3) 建築工事及びリフォーム等工事請負契約書の写し
- (4) 着工前写真
- (5) 公簿等の閲覧同意書
- (6) リフォーム等工事を実施する場合は、工事基準点算出表（様式第2号）
- (7) 別表1の1-2又は、1-4のリフォーム等工事を実施する場合は、断熱リフォーム工事チェックリスト（様式第2-2号）
- (8) 移住世帯等が工事を実施する場合は、必要に応じ世帯状況等を確認できる書類の写し
- (9) 耐震改修工事の別表5に掲げる5-1-1または減災対策工事の別表6に掲げる6-1-1、6-2-1、6-2-2の工事を実施する場合は、耐震診断結果など現在の評点に分かる書類及び評点を上げる計画書
- (10) 減災対策工事の別表6に掲げる6-3-1、6-3-2を実施する場合は、公的機関により耐震実験を行い安全性の評価を受けたことを証明する書類及び耐震診断結果など現在の評点に分かる書類
(現在の評点に分かる書類については、別表6の注釈に記載のものでも可)
- (11) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更又は取下げるときは、大江町住宅建築奨励事業補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の増額をしない工事費等の変更の場合とする。

(完了報告書)

第8条 交付対象者は、事業を完了したときは、事業完了後30日以内又は転入日後7日以内までに、大江町住宅建築奨励事業完了報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築工事及びリフォーム等工事、耐震改修工事ならびに減災対策工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 建築工事及びリフォーム等工事、耐震改修工事ならびに減災対策工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 申請時において本町に住所を有していない場合は本町に転入後の住民票
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 リフォーム工事（寒さ対策・断熱化工事）

工事内容		基準点
1-1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点／工事
1-2	外部に面する住宅の開口部に別表4（1）の基準を満たす建具を設置する工事	5点／箇所
1-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点／箇所
1-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表4（2）の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点／㎡
1-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点／箇所

別表2 リフォーム工事（バリアフリー工事）

工事内容		基準点
2-1	住宅内の通路又は出入口の幅を拡張する工事	10点／㎡
2-2	勾配の緩い階段に交換又は改良によりその勾配を緩和する工事	10点／箇所
2-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	（1）浴室の床面積を増加させる工事	10点／㎡
	（2）浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点／箇所
	（3）固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点／箇所
	（4）身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事	3点／箇所
2-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	（1）便所の床面積を増加させる工事	10点／㎡
	（2）便器を座便式のものに取り替える工事	10点／箇所
	（3）座便式の便器の座高を高くする工事	10点／箇所
2-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取りつける工事	
	（1）長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点／m
	（2）長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点／箇所
2-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 （勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）	
	（1）勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点／㎡
	（2）（1）以外の部分の段差を解消するもの	5点／㎡又は 2点／箇所

2-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点／箇所
	(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点／箇所
	(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
	ア. 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点／箇所
	イ. 戸を吊戸方式に変更するもの	5点／箇所
	ウ. ア及びイ以外のもの	2点／箇所
2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点／㎡
2-9	エレベーターや階段用昇降装置の設置工事	10点／箇所

別表3 リフォーム工事（克雪化工事）

工事内容		基準点
3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	(1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点／箇所
	(2) 雪止めを設置又は取り替える工事	
	ア. 5m未満	5点／箇所
	イ. 5m以上	10点／箇所
	(3) 固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	1階分に付き 5点
3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点／箇所
	(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点／箇所
	(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点／箇所
3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点／箇所

別表4 リフォーム工事

(1) 別表1で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 ($\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$)
外窓交換	3.5 以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表1で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値 ($\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$)
屋根	4.6 以上
天井	4.0 以上
外壁	2.2 以上
床	3.3 以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7 以上

別表 5 耐震改修工事

1. 耐震改修工事	
5-1-1	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を 1.0 以上に上げる改修工事

別表 6 減災対策工事

1. 簡易耐震改修工事	
6-1-1	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 0.7 未満の住宅を 0.7 以上 1.0 未満に上昇させる改修工事
2. 部分耐震改修工事	
6-2-1	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、1 階のみ 1.0 以上にする改修工事
6-2-2	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅を、主要な居室等に特化して、別に定める技術基準に適合させる改修工事
6-2-3	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満の住宅の屋根又は 2 階以上の部分の重量を軽減する改修工事
3. 防災ベッド・耐震シェルター	
6-3-1	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事
6-3-2	耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が 1.0 未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事

注) 部分耐震改修工事 … 6-2-3 を除き、改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。

注) 防災ベッド・耐震シェルター … いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

… 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅においては耐震診断の結果によらず、令和 6 年 1 月 30 日付け国住市第 40 号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」で示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づくことができる。なお、補助対象は倒壊の危険性があると判断された住宅に限る。